

第三者保証

当社は、直接的なGHGの排出量(スコープ1)、エネルギー起源の間接的なGHGの排出量(スコープ2)およびその他の間接的なGHGの排出量(スコープ3)を算出し、ロイドレジスター クオリティアシュアランス リミテッド(LRQA)による第三者保証を受けています。



キャノングループの 2017 年 GHG 算定報告に関する保証声明書

保証業務の条件

この保証声明書は、キャノン株式会社に対して作成されたものである。

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド (LRQA) は、キャノン株式会社 (東京都大田区下丸子三丁目 30 番 2 号) より、同社および連結子会社の 2017 年 (2017 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日) の温室効果ガス (GHG) インベントリ (以下、報告書と言う) の保証業務を委嘱された。

報告書は、直接的な GHG の排出量 (スコープ 1¹)、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量 (スコープ 2¹) 及びその他の間接的な GHG の排出量 (スコープ 3 カテゴリー² 1～15) に係わるものである。

管理責任

キャノン株式会社は、報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、LRQA の責任は、キャノン株式会社との契約に従い、報告書の保証業務を実施することである。

報告書は、最終的にキャノン株式会社に承認され、引き続きキャノン株式会社の責任の下にある。

保証手続

LRQA の検証は、「ISO14064-1:2006組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引」の規定に準拠して算定され、報告書に明記されたGHGデータについて、限定的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従い、更にGHGプロトコルの「企業のバリューチェーン (Scope3) の算定及び報告に関する基準」を参照して実施された。

結論を得るために、保証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- キャノン株式会社本社 (東京都)、大分キャノンマテリアル株式会社大分事業所 (大分県) におけるサイト訪問
- 上記サイトでの GHG 排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- 報告書に含まれている GHG 排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- 報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社における集計と訪問したサイトで入手可能な情報源との整合の検証

保証水準と重要性

この保証声明書で表明された検証意見は、限定的保証水準及び検証人の専門的判断に基づいて決定された。

検証意見

上記の保証手続において、下の表 1 に要約された報告書の直接的な GHG の合計排出量、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量、その他の間接的な GHG の排出量が重要な点で正しくないことを示す事実はなかった。また、報告書が ISO14064-1:2006 に準拠し、更に GHG プロトコルの「企業のバリューチェーン (Scope3) の算定及び報告に関する基準」を参照して作成されていないことを示す事実は認められなかった。

¹ スコープ 1,2 排出量は、The Greenhouse Gas Protocol の A Corporate Accounting and Reporting Standard の規定による。

² スコープ 3 排出量の категорияは、The Greenhouse Gas Protocol の A Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard の規定 (表 5.3) による。

LRQA 推奨事項

キャノン株式会社によって今後次の取り組みが進められることが望まれる。

- 本社及びグループ会社レベルでの自社による内部の検証によって品質管理のためのシステムを引き続き実施すること。
- 半導体製造工場では、GHGの分解除去装置が設置されているが、GHGの除去効率はメーカー仕様に基づいて算定されている。実態に合った効率であるかを一度検証が望まれる。



日付: 2018年5月1日

飯尾 隆弘
主任検証者

ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド
神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワーA 10F

LRQA Reference: YKA4005113

表 1. 2017年キャノン株式会社（連結）のGHGインベントリの要約

スコープ	トン CO ₂ e
直接的なGHGの排出量（スコープ1）	174,342
エネルギー起源の間接的なGHGの排出量 （スコープ2-マーケットベース）	987,485
エネルギー起源の間接的なGHGの排出量 （スコープ2-ロケーションベース）	1061,341
その他の間接的なGHGの排出量（スコープ3）	7,568,749
注1：スコープ2のマーケットベースとロケーションベースは、GHGプロトコル スコープ2 ガイダンス 2015年に基づいている。	
注2：スコープ3は、カテゴリ1～15について算定されている。	

This Assurance Statement is subject to the provisions of this legal section:

This Assurance Statement is only valid when published with the Report to which it refers. It may only be reproduced in its entirety.

Lloyd's Register Group Limited, its affiliates and subsidiaries, including Lloyd's Register Quality Assurance Ltd., and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this Legal Section as 'Lloyd's Register'. Lloyd's Register assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Due to inherent limitations in any internal control, it is possible that fraud, error, or non-compliance with laws and regulations may occur and not be detected. Further, the verification was not designed to detect all weakness or errors in internal controls so far as they relate to the requirements set out above as the verification has not been performed continuously throughout the period and the verification carried out on the relevant internal controls were on a test basis. Any projection of the evaluation of control to future periods is subject to the risk that the processes may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with them may deteriorate.

The English version of this Assurance Statement is the only valid version. Lloyd's Register assumes no responsibility for versions translated into other languages.

In the case of any conflict between the English and Japanese versions of this legal section, the English version shall prevail.